慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対AID事件 : アメリカ仲裁協会仲裁判断
Sub Title	Arbibration between valentine petroleum&chemical corporation and agency for intemational development
Author	櫻井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.4 (2005. 4) ,p.77- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050428-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対ＡＩＤ事件

――アメリカ仲裁協会仲裁判断――

櫻井雅夫

はじめに
一　アメリカの投資保証制度
二　仲裁判断の内容
所　見
事実の背景
第一部　収用発生の存否
一　収用の定義
二　国内救済
第二部　填補対象の損失
ジョセフ・Ｓ・セーベス神父の一部不同意
ウイリアム・Ｄ・ロシャース氏の同意意見

はじめに

アメリカ企業の対外直接投資に係るヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル社（Valentine Petroleum & Chemical Corporation）とアメリカ国際開発局（United States Agency for International Development. ＡＩＤ）との間の紛争を解決した仲裁判断[1]は、次の二点で重要な意義を有する。すなわち、

―政治危険についてＡＩＤに付保していた投資家とＡＩＤとの間で生じた紛争であり、この分野の仲裁判断としては最初のものであること[2]、

―いわゆる「しのびよる収用」（Creeping Expropriation）を収用ないし収用的行為（Expropriatary action）と認定したこと。

また、この問題は、「一九四八年経済協力法」（「一九四七年対外援助法」[3]）のもとに認められた保証問題に関してのアメリカとハイチとの間における一九五三年四月二日の両国間の保証協定に従うハイチとの直接交渉の問題でもあった。

右のような理由から、この仲裁判断が今日なおその価値を失わないと判断し、ここに全文を公刊することとした。ここでは、はじめにアメリカの海外投資保証制度を概説し、そのあとで仲裁判断を紹介していく。

（1）この資料は、筆者がかつて学位論文の執筆当時に分析していた海外投資保険紛争事件の一部である。学位論文では、紙幅の都合上、この事件の要約のみを収録している。学位論文は次のとおりである。

櫻井雅夫『国際経済法の基本問題』東京、慶應義塾大学出版会、一九八三年。

そのほかの主要な請求事件に関しては、次の資料を参照。

櫻井雅夫「海外投資保険金請求事件―在外米系企業国有化の紛争処理事例」『法学研究』（慶應義塾大学）七八巻六、七号（二〇〇五年六、七月）掲載予定。

（2）使用した資料は、次のとおりである。"In the Matter of the Arbitration between Valentine Petroleum & Chemical Corporation and Agency for International Development: Opinion," *International Legal Materials*, Vol. 9, No. 5, Sept. 1970, pp. 889-920; and "In the Matter of the Arbitration between Valentine Petroleum & Chemical Corporation and Agency for International Development: Concurring Opinion," *International Legal Materials*, Vol. 9, No. 6, Nov. 1970, pp. 1144-47. なお、筆者（櫻井）は、一九七〇年九月、ニューヨークのコロンビア大学キャンパスにデ・フリース教授を訪問し、本件に関して若干のヒアリングを行った。

（3）Economic Cooperation Act of 1948. 62 Stat. 137. 同法の概要は、前出注（1）、櫻井『国際経済法の基本問題』一四五―四九頁。以下の仲裁判断に引用される諸法についても、同書の該当個所を参照。

一　アメリカの投資保証制度

「一九四八年経済協力法」の第一篇によって、アメリカはアメリカ市民の海外投資に対する保険制度を採用する最初

の国となった。同法は「一九四九年対外援助法」によって改正され[1]、保険制度が大幅に拡大された。

ＡＩＤが担当していた投資保証制度の運用は、一九六九年対外援助法改正によって、新設のＯＰＩＣに移行されている。

現在、保証制度は、次のような特別政治リスク（非常リスク）から生じる損失を対象としている。すなわち、

a　通貨交換性喪失、

b　収用または没収、

c　戦争、革命または内乱に起因する損失、

d　そこから生じる事業中止[2]。

また、損失のそれぞれは、独立に付保が可能である。

ただし、付保の前にアメリカと投資受入れ国との間に投資保証協定（Investment Guaranty Agreement. ＩＧＡ）が締結されていることという「前置主義」（prerequisite）が条件になっている[3]。具体的な手続は、図1のとおりである。

ＩＧＡの基本的な内容は、次のとおりである。

a　締約国は、アメリカ市民が実施する投資プロジェクトに関して協議を行うことに同意する、

b　アメリカ政府は、以前に他の締約国政府が承認しなかった投資に対しては、いかなる場合にも保証を付与しないことを約する、

c　保証は、次のリスクに適用することができる。

収用リスク―収用または没収

送金リスク―通貨交換性喪失

戦争リスク―戦争、内乱、暴動等による損失、

d　アメリカ政府の代位（subrogation）、

e　協定によっては、かかる投資から生じる紛争を処理する手続として仲裁をとり入れる。場合によっては単一の仲裁人の任命に関する規定、その場合には仲裁裁判に付託する規定を設けている。

ＯＰＩＣの保険約款によれば、保険金請求に対するＯＰＩＣの決定に同意しない投資家は、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association. ＡＡＡ（トリプル・エー））による仲裁に付託することができる。約款一〇・〇二では、「書面による仲裁人の過半数による決定は、両当事者に対して最終かつ終結のものでありかつ拘束力を有するものとする」と定めている。

（1）　An Act to Amend the Economic Cooperation Act

図 1　アメリカの投資保険制度

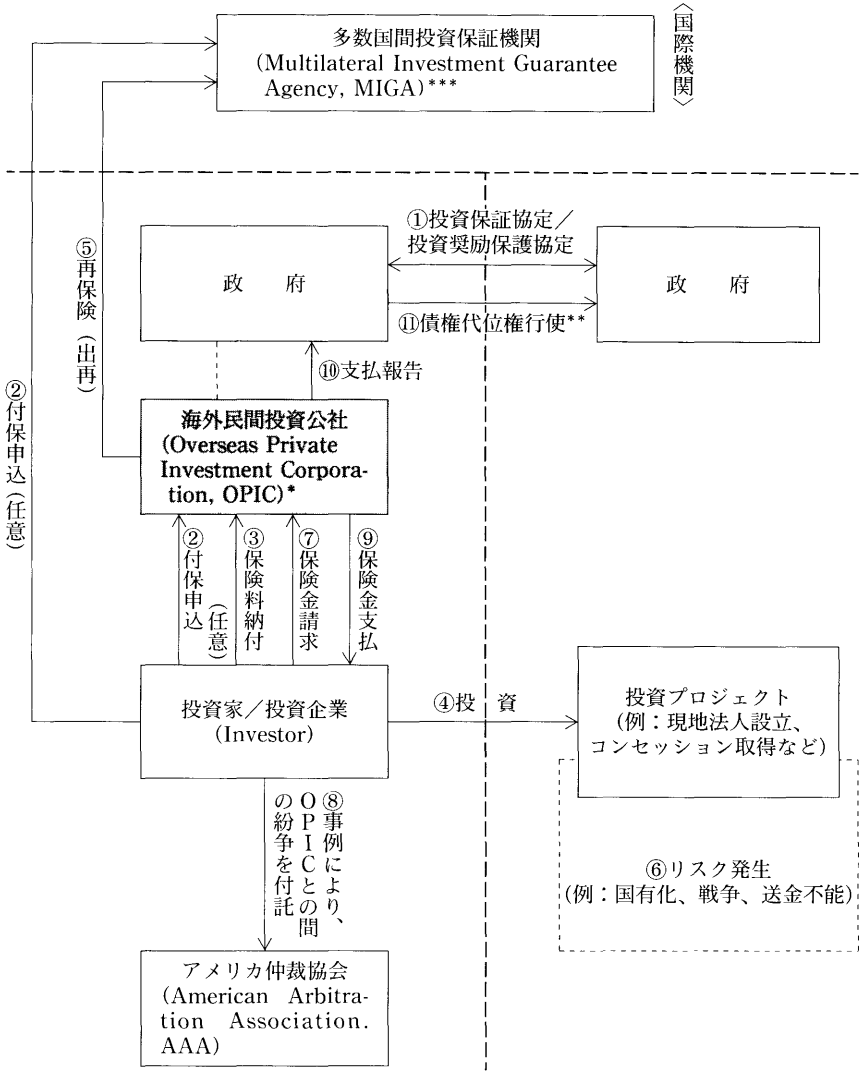

＊　かつての国際開発局（Agency for International Development. AID）の保険業務を引き継ぐ。

＊＊　協定中にアメリカ政府による債権代位権（subrogation）を規定。投資保証協定は、条約又は行政協定。

＊＊＊　この機関は 1988 年に設立されたので、設立前にアメリカの投資家が付保したりOPICが出再したりするということはなかった。

of 1948. 63 Stat. 51 (1949).

（2） 22 U.S.C. § 2194.

（3） 櫻井雅夫「アメリカの投資奨励保護協定―モデル協定（下）」『国際商事法務』三〇巻九号、二〇〇二年九月、とくに注4。

二　仲裁判断の内容

以下は仲裁判断の内容である。図2は、複雑なプロジェクトの理解を助けるために筆者が作成したものである。

［所　見］

この事件は、アメリカの投資家とアメリカ政府国際開発局（Agency for International Development. ＡＩＤ）が、投資保証制度を内容とする紛争に関して仲裁に付されたものであり、仲裁手続としてはアメリカ最初のものである。(1) 同投資家は、ハイチ政府の収用的行為によって蒙った損失を回復するため、保険契約の一般条項の第一〇条に基づいて一九六六年一〇月に手続を開始している。(2)

仲裁廷は、一九七二年二月に設置された。投資保険約款の仲裁条項に従って、ＡＩＤは仲裁人としてウイリアム・Ｄ・ロジャース弁護士（William D. Rogers. ワシントンＤＣのアーノルド・アンド・ポーター事務所のメンバー）を指名し、投資家はもう一人の仲裁人としてジョセフ・Ｓ・セーベス神父（Joseph S. Sebes. ジョージタウン大学スクール・オブ・フォーリン・サービス院長）を指名し、さらに両者が第三の仲裁人としてヘンリー・デ・フリース教授（Henry de Vries. コロンビア大学法科大学院教授兼アメリカ米州法センター所長）を指名した。一九六七年一月には、広範な内容の文書記録（Record）と予備調書（pre-trial briefs）が提出された。

両当事者は、この事件を二つの部分に分けて付託することで合意した。すなわち、第一は「収用又は収用的行為」が生じたか否かをまず決定することであり、第二はそのような行為が生じたことが明らかになったときに、そこから生じた損失に対してＡＩＤが支払うべき補償額を決定することである。第一の問題に関わる事実聴取は一九六七年四月から五月にかけて行われ、第二の点については七月から八月にかけて行われた。夥しい数の証言が聴取され、証言録（Tr.）は九〇〇頁を超えた。仲裁判断は、一九六七年八月八日に提出された。

この所見は、二部で構成され、第一部は収用が生じたか

図2　ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル社の対ハイチ投資

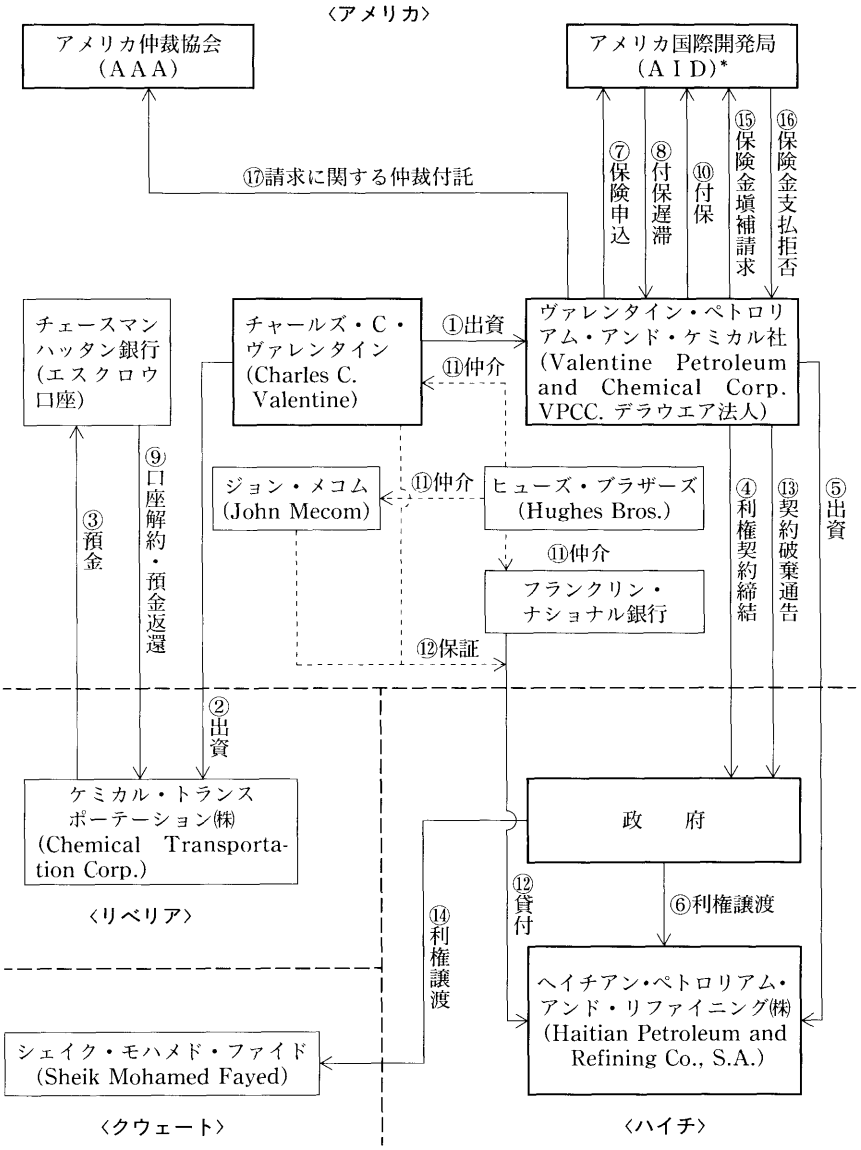

＊　現在は、海外民間投資公社（Overseas Private Investment Corporation. OPIC）が業務を引き継いでいる。

否かの問題、第二部は填補対象の損失に関わるものである。

［事実の背景］

請求人であるヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル社（Valentine Petroleum & Chemical Corporation. 以下、「ＶＰＣＣ」）は一九五六年に組織されたデラウエア法人であり、主たる営業所をニューヨーク市に設けているものである。チャールズ・Ｃ・ヴァレンタイン（Charles C. Valentine）はニューヨーク州住民かつアメリカの市民であり、ＶＰＣＣの社長でありかつ一人株主である（Stipulation of Facts, 1, 3）。請求人は、「石油製品の販売を行い、重要な化学及び石油化学の溶液の運搬業者である」（AID Action Memorandum, May 1964, Tr. 309）。

一九六二年八月八日、ヴァレンタイン氏は精油所の建設のためハイチで交渉を開始した。ハイチのクロビース・Ｍ・デジノア（Clovis M. Desinor）商工担当国務大臣とエルヴ・ボワイエ（Herve Boyer）財政・経済問題担当国務大臣との会合のあと、利権の条件について合意がなされ、一九六二年八月二二日にハイチ国とＶＰＣＣを当事者として署名がなされた（Rex.Ex. 4）。同日、ハイチ政府はアメリカ政府に対して一九五三年四月二日付政府間保証協定（Inter-Governmental Guaranty Agreement）の目的上、精油所プロジェクトを承認する旨の声明を通知した。

一九六二年八月二八日、ＶＰＣＣはＡＩＤに保証契約の申請書を提出した（Rec.Ex. 7）。ＡＩＤは、一九六二年九月七日、ウエーバー・レターをＶＰＣＣに送付した。これは、保証契約未発給のままで投資家が投資を行うことを認める手続である。ウエーバー・レターについては、ＡＩＤがその後有効期間を一九六三年三月一一日まで延長した（Rec.Ex. 16, 27）。

形式と内容を確定した最終利権契約は、一九六二年九月九日に、ハイチ国とＶＰＣＣとの間で締結され、一九六二年一一月二二日付統令によって承認され、同日ハイチ共和国の官報 *Le Moniteur* に公示された（Rec.Ex. 11）。同統令は、利権の目的は、「石油の探査、精油所及び石油化学プラントの建設である」と説明している。

公示された利権契約は二二カ条から成っている。その特徴は、次のように要約される。すなわち、

契約は、一〇年間のためのものであった[3]（Art. 3: “Ce Contrat conclu pour une durée de dix ans prendra date à la signature des présentes.”）。ＶＰＣＣ社の基本的な

義務は、合理的な期間内に、ハイチ政府が必要とする石油製品のすべてを供給することであった。(Art. 19: "La Société donne l'assurannce au Gouvernement Haitien qu'elle est prête à fournir, dans le délai raisonnable, tous les prouduits pétrolies nécessaries du pays.") その結果、石油を探査し、精油所及び石油化学プラントを建設することが認可された。探査権に関しては、VPCCが設立するハイチの会社に、石油又はその天然派生品の探査についての第一優先権が保証されていた。石油が発見された場合には、原油の生産及びその輸出は、当事者間のその後の協定書により規律されることとされた（第七条）。

石油探査はもちろんのこと、精油所及び石油化学プラントの建設に関して、VPCCは、ヘイチアン・ペトロリアム・アンド・リファイニング・カンパニー（Haitian Petroleum and Refining Co., S.A. 以下、「ハイチ石油精製」）と呼称するハイチ法人を設立し、その利権所有者のすべての権利と特典を同法人にその設立の日から譲渡することに同意した（第一条）。この法人はその後まもなく設立された。この設立を認可する統令は、一九六三年二月一四日付官報に公示され、認可済資本一〇万ドルのハイチ石油精製が一九六二年一二月四日にポルトープランスに設立された。

ハイチ石油精製は、貯蔵施設を含め、一カ所以上の精油所又は一カ所以上の石油化学プラントをハイチのどこにでも設置することのできる独占的な権利及び恩典を一〇年間与えられた（第三、四条）。ハイチ政府は、ハイチ石油精製との上記契約期間中は、ハイチ国内に同種の精油又は精油製品の製造又は加工を行う企業を設立することを他のいかなる者にも許可しないことに同意した。さらに、同社のいずれかの精油所がいったん生産に入った場合には、生産が不足する場合を除き、いかなる者にも原油又は精油製品の販売・輸出入の許可は与えないものとした（第五条）。また、ハイチ政府は、同利権所有者以外の者が原油又は精油製品を輸入し又は製造若しくはハイチから輸出する場合には、そのいずれに対しても、少なくとも五年間は保護関税を賦課するものとし、これら輸出入・製造を利権所有者が行った場合には、関税その他の課税を免除することに同意した（第一〇～一二条）。利権契約の第六条は、利権契約の署名の日から一八乃至二四カ月以内に同精油所が建設されない場合（戦争、ストライキ、労働争議、又は政府の特別な措置によって遅延した場合を除き）には、直ちにハイチ政府に支払われることになる損害補償金（licuidée

comme dommages）としての五万ドルをハイチ石油精製がチェイス・マンハッタン銀行のエスクロウ勘定（déposer en consignation）に預金すべきことを規定していた。一九六三年六月一〇日、ハイチ政府は第六条に規定する期限を六カ月に延長した（Rec.Ex. 20）。

ハイチ政府、ＶＰＣＣ及び預金者である化学品輸送会社（ヴァレンタイン氏が単独所有者でありかつ主席業務執行役員を務めるリベリア法人）の間の一九六二年八月二二日付の協定に従って、五万ドルがチェイス・マンハッタン銀行に預金され、一九六二年一〇月一日までにＡＩＤの保険引受けが得られないとき又はハイチ石油精製により建設される精油所の完成証明が受領された場合には同預金を返還するということが条件とされた（Rec.Ex. 6）。一九六三年八月二七日、チェイス・マンハッタン銀行は、ＡＩＤの保険引受けが一九六二年一〇月一日までに行われ（Rec.Ex. 25）なかったことを理由として、ハイチ政府に書簡を発出し、デジノア国務大臣に化学品輸送会社についての五万ドルのエスクロウ預金の解除並びに同エスクロウ勘定の終了を通知した。事実、保険契約書は一九六四年五月一三日までに発行されなかった（Rec.Ex. 2）。

以下に詳細に概括するように、一九六三年、一九六四年には同投資家は、土地の購入、用地の整備、溶接設備の取得及び船積み、ハイチ人労働者の技術訓練校の設立を進め、プラント建設と操業のためのフィージビリティ・スタディを実施し、また精油所関係の調達及び船積みのための交渉を行った。

一九六四年六月、保険契約書の発給後すぐ、ヴァレンタイン氏は、ジョン・メコム（John Mecom. 海外に大きな権益を有するテキサスの石油事業家）とハイチ精油事業の資金計画を話し合った。その計画は、メコム氏とヴァレンタイン氏の両者による個人的保証書をもってフランクリン・ナショナル銀行（Franklin National Bank）がハイチ石油に三〇〇万ドルを融資するというものであった。一九六五年九月二四日付のＡＩＤ宛書簡では、ヴァレンタイン氏とメコム氏は、それぞれハイチ石油の四七・五パーセントの利益を受け取り、また両者の仲介を行ったヒューズ・ブラザーズ（Hughes Bros.）には残りの五パーセントの利益を渡すことが述べられている。「諸費用……ヴァレンタイン氏とＶＰＣＣによってすでに発生したものは、ヴァレンタイン氏の四七・五パーセントの事業参加費用に計上することとした」（Rec.Ex. 86）。

一九六四年十月二十九日、法律顧問と建設技師を同伴し

たヴァレンタイン氏は、ポルトープランスに到着したところひとりのアメリカ大使館員の出迎えを受け、ハイチの新聞『ル・ヌーベリスト』(*Le Nouveliste*) 紙の朝刊を見せられた。それには、ハイチ国とVPCCとの間の利権契約を破棄する旨の命令及び、同利権をクウェート市民のシェイク・モハメド・ファイド (Sheik Mohamed Fayed) に供与することを認可した一九六四年八月二八日付のもうひとつの命令が掲載されていた (Rec.Ex. 62)。

一九六四年八月二八日付の *Le Moniteur* 号外は、二つの統令 (décret-loi) を内容としている。第一の統令は、「ハイチ政府からの利権の恩典を享受している（原文のまま）VPCC社は、……名ばかりの存在であり、現在まで機能を果たすことができないでいる（原文のまま）」と指摘し、同利権契約は「失効し、その結果破棄されたことが宣告される」(est declaré caduc, et en conséquence, annulé) 旨定めている。第二の統令は、破棄された利権契約と殆ど同じ内容のものをモハメド・ファイドに五十年間認可している (Rec.Ex. 63)。

ヴァレンタイン氏及び彼の弁護士の証言によれば、利権の取消し理由に関する情報を得るために行ったハイチ大統領及び関係政府高官への接触の試みが失敗したあと、一九六四年一一月四日、彼らが宿泊していたオテル・エル・ランチョ (Hotel El Rancho) に軍の小隊が現れ、彼らと建設技師を拘引した。その日の遅く、アメリカ大使と大使館員が来てから彼らは武装した護衛のもとに飛行機に搭乗し、アメリカに戻った (Stip. 40)。一九六四年一一月九日、ヴァレンタイン氏は、利権の破棄について電報でAIDに通知し、収用に対する保険契約に基づく塡補の請求を行ったのである。

第一部　収用発生の存否

AIDは、その保険契約でいう収用又は収用的行為が発生したか否かの問題を提議し、ハイチが投資家又はそのハイチにある子会社の所有する財産を没収もしなければ取得もしていないと主張している。すなわち、ハイチは、投資家が契約に従って果たすべきことをしていないため、利権又は契約を無効としたのでそれは正当であり、そして投資家が蒙った損失についてAIDにその塡補を求めるのであれば、まずは現地での補償を求めなければならないと主張している。

一　収用の定義

最初に、この論争に適用される法のルールの源について説明しておくことが大切であると仲裁人は判断している。当事者の調書では、国際法、ハイチ法及びアメリカ憲法に言及している。

本手続に係る保険金請求問題を惹起した当該外国政府がその問題のケースを説明するために仲裁人の前に居ないということは、おそらく異例のことである。アメリカ政府が自国民に対峙する外国政府の行為を正当化しようとする立場で現れるのは、さらにパラドクシカルなことである。

しかし、これは投資家と外国政府との間においてＡＩＤを剣と楯のような立場に置くこの保険制度の趣旨と仕組みが避けて通れない帰結である。(4)

或る国に行われた投資に対してＡＩＤから保険証券が発給される場合には、同発給以前にアメリカと当該投資国との間で協定が発効しているはずであるが、仲裁人は本件論争を投資保険制度のもとでのアメリカ政府に対する保険金請求の条件を明らかにしながら、アメリカの法令に照らして保険契約の条件に従ってそれを判断していかなければならない。

ＡＩＤが提起した最初の問題すなわち収用（expropriation）乃至収用的行為（expropriatory action）という用語が、財産についての取得（taking）を要するか否かは、適用法の用語及び保険契約で答えられている。投資保証に関する立法上の規定においては、「収用」という用語には、投資家との契約の外国政府による破棄（abrogation）、否認（repudiation）又は侵害（impairment）が含まれるがそれに限定されるものではない。ただし、かかる破棄、否認又は侵害は、投資家自身の過失又は過誤を原因とするものではなく、またプロジェクトの継続的運営に対して実質的に逆の影響を及ぼす場合である。(5)」

保険契約中の収用的行為の定義は、(6)同様に投資家の財産の取得に限定されていない。「投資家が外国企業に関するその権利を株主として若しくは債権者として実効的に行使することを妨げられ……又は、外国企業がかかる政府の権力の恣意的又は差別的行使によって自己の財産の使用及び処分に対する実質的支配を行うこと、若しくはそのプロジェクトを建設し若しくはそれを運営することを妨げられる……行為」――は、たしかに物理的財産の取得に限定されるものではない。実際、保険契約書中の定義は広範なものであり、利権の破棄だけではなく「擬制取得」または「しのびよる収用」をも含んでいる。(7)

したがって、提示された問題の核心は、政府の利権の

破棄対外援助法[8]及び保険契約の投資保険に関する規定の意味における収用を構成し得るか否かではなく、この事件の事実に基づいて、かかる利権の破棄、否認又は侵害が発生したか否か、もしそうであれば、かかる行為が投資家の過失乃至過誤によって惹起されたものであるか否かということである。[9]

ハイチ政府がとった三つのそれぞれの行為は、収用とみることができる。

(1) 一九六四年八月二八日付統令による一九六二年一一月九日付利権契約の取消し、

(2) 投資家の排他的権利に違反する同日付統令による他の者への実質的に同様な利権の認可、

(3) 一九六四年一一月四日の投資家の代理人の拘留及びハイチからの追放。

仲裁人に提示された記録では、このハイチ政府の三つの行為が共に明らかに、ハイチ石油会社に関する投資家の権利の実効的行使を必然的に妨げ、またハイチ石油会社が会社の財産を使用し、また処分するに際して実質的な支配力を行使すること、又はプロジェクトの建設若しくはその運営を妨げる行為になるものと認められた。

関係法令の収用の定義によれば、収用が発生したことを結論づけるためには、三つの点で前提としての事実確認を必要としている。すなわち(a)外国政府と投資家との契約について外国政府による破棄、否認又は侵害があったこと、(b)そのような行為は、投資家の過失又は過誤を原因とするものではなかったこと、(c)そのような行為が、プロジェクトの継続的運営に逆影響を及ぼしたことである。

ここに述べられている諸事実に関する第三の確認はすぐに可能である。ハイチ政府の利権契約の終了という措置は、投資家がプロジェクトの資金調達について決定的な交渉をしていたときに発生したことであり、投資家の資金調達の能力及びハイチ石油会社のプロジェクトを進めるうえで直接関係する能力を破壊することになった。

措置が利権の破棄、否認又は侵害に相当するという第一の事実認定は、仲裁人の見解では単に契約が解除させられたというだけでなく、政府の恣意的な態度によりその契約が終了させられ、又は実質的に影響を受けたことを意味する。つまり、ハイチ石油会社に譲渡されたヴァレンタインの利権の消滅を宣するためにハイチ政府により正式に表明された唯一の理由は、「ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル（原文のまま）は、……名ばかりの存在であり、現在まで機能を果たすことができないでいる（原

文のまま」というものであった（Rec.Ex. 62）この取り消された利権契約には、「この契約の条文で明確にカバーされていない問題の解釈で困難なケースがある場合には、仲裁に付託する」という両当事者の合意が含まれている。（Rec.Ex. 21）

利権契約の条項で、ハイチ政府による一方的な終了を認めた条項はない。プロジェクトの遂行に当たって十分履行していない投資家に対する不履行の警告、その他同種の通知又は連絡を行わなかったことが、利権契約の仲裁規定を守らなかったことと重なり、ハイチ政府の行為を保険契約のうえでの「一方的行為」とし、また法令のうえでの意味においても、その行為を利権の破棄、否認又は侵害とした。この政府の措置が、投資家の過失又は過誤に起因するものではなかったという点の要件に関しては、そのような収用的行為が、契約上からも、投資家の過失又は過誤に起因するものであったという証拠は何も出ていない。たとえ、ハイチ政府のそのような行為が、投資家の不履行という事態に基づくものであったとしても、特に投資家への通知、投資家との協議、又は投資家からの聴取ということがない点、その主張の正当性はないとみる。

ポイントは、投資家が利権契約の第六条の条件に従わずエスクロウ額の解除を早くしたこと及び精油所の建設が遅れたことにある。

五万ドル解除のいきさつは依然不明のままである。証拠書類を見るかぎりでは、一九六二年一一月九日に利権契約の第六条は、精油所がある一定の期間内に建設されなかった場合には五万ドルをハイチ政府に支払うことを求めているものと解釈できるだけである。この一定期間の開始日が利権契約で読めるごとく、契約の署名の日から開始されるものであったのか、投資家が主張したごとく、保険契約書の発行の日（およそ一八カ月）からであったのか、第六条の意味する範囲内でさらに許される遅延が起きたものであったかどうかは、仲裁人に提出されている証拠書類では判断し得ない問題である。

仲裁人は、第六条が精油所の完成のための期間を契約の存続条件として定めているとは解釈しない。モハメド・フアイドに対する一九六四年八月二八日の利権付与との違いを比較すれば、モハメドとの契約の第二二条では、「署名の日から二年経過しても、会社がいかなる作業も開始していない場合には、契約の担保物の受戻し権を喪失（fore-closure〈forclusion〉）」することを明確に規定している（Rec.Ex. 63）。

ハイチにおいては、事業運営の環境が不確定であることを考慮すれば、仲裁人は次のような行為をもって、収用の日までに、利権契約に関し実質的に実行されていたとみる。すなわち、

―現地人マネジャーと事務職員によって構成された事務所をハイチのポルトープランスに開設した、

―精油所サイトの土地の購入及び整地、

―ハイチ精油事業に関するアメリカの石油事業の実力者との合同の資金調達の準備、

―精油所の規模、タイプについてのいくつかの可能性ある案に関する予備的技術評価と調査の完了、

―精油所建設に雇うためのハイチ人を訓練するためのハイチにおける溶接学校の設立、

―溶接機材のハイチ向け船積み（同機材の通関は、申し立てられた利権の不履行で関税の支払がないことをもって通関が許されなかった。）、

―監督者としての建設技師（ハーヴェイ氏〈Mr. E. K. Harvey〉）の雇用と同氏のハイチへの派遣、

―かなりの調査の後のアメリカにある精油所にある精油所を購入するための交渉、

―アメリカからのハイチへの分解した精油所の輸送のために船積み会社と予備的な取決めを行ったこと。

いずれにしても、申立を受けた投資家の建設の緩慢さは、契約上の「過失又は過誤」又は「徴発」を構成するものではなかった。証拠の記録には、一九六四年八月の何通かの公式の手紙（Rec.Ex. 17～20, 28～30, 38, 43, 46）のやりとりを含め、ハイチ石油会社とハイチ政府との間の着実な連絡の流れがみられ、これらのすべてが投資家又は外国企業による事業の遂行があったことを明らかに前提とするものであった。

その少しあとの一九六四年一〇月二八日にも精油所サイトへのトラクターの輸送について援助を要請する書簡を道路管理局長に発出している（Rec.Ex. 60）。

利権の取消し行為の最初の通知が一九六四年一〇月二九日に受領されたことは、証言とすべての合理的推論から確認される。

一九六四年八月二八日に措置されたと公式に申し立てられ、二ヵ月後に初めて投資家に知らされた行為を、投資家又は外国企業が防ぎ又は延期するために何らかの措置を講じることは、明らかに不可能であった。(10)

投資家に大規模な事業経営の資金調達をする能力があるか否かは、送金と収用に対する投資保険での填補を利用す

ることができるか否かで決まることは明らかであった。投資家のための証言と、一九六二年一一月二日付利権契約の第二二条は、精油所の建設と運営に対する投資保険の填補の範囲の重要性をハイチ政府が十分に気づいていたことを確証したものである(11)。

仲裁人は、投資家が投資保険の引受けが行われると直ちに資金調達に奔走したと見ており、また事業の集中的作業が始められる予定になっていたので、もし利権協定が終結されなかったとすれば比較的短期間で完成することができたとの証拠もある。

二　国内救済

所見のこの第一部で考慮すべき最後の点は、収用を対象とする投資保険にあっては、投資家がＡＩＤから損失について補塡を受ける前に、現地での救済に努め又は尽くさなければならないかどうかの点である。

政府による財産の取得（taking）又は契約上の権利に対する侵害のあった場合(12)において、国内救済を尽くすことを求める国際法の規定の正当性及びその範囲がいかなるものであるにせよ、仲裁人の意見では、この国内救済を尽くすことを求める要求は、投資保険における保険金請求の場合には当てはまらないことになる。

このような条件は、対外援助法には見当たらず、保険契約において、或るひとつの条項が収用、戦争、革命及び内乱から生じる保険金請求に一般的に適用されている。

すなわち、投資家の「申告及び誓約」の部として第二・一一条は、「投資家は、収用的行為に関連して利用可能ないずれか及びすべての行政上又は司法上の救済を追求し維持するためのあらゆる合理的な措置を講じる」よう規定している（Rec.Ex. 3, p. 14）。

仲裁人の見方では、同項をまったく非協力的なものではなく、事業判断上の問題として「泥棒に追い銭を投じるべき」か否かを決めるために大幅な裁量権を投資家に与えているものということになる。

このような事件の場合には、強固な行政府の措置の合法性について外国の法廷で争うよう投資家に求めることは、開発途上国への民間投資を促進させるよう意図したこの保険契約や法令についての解釈としては奇妙なものとなろう。

議論の余地はあるが、投資家は収用を受けたことによって生じる対ハイチの請求権ないし訴権をアメリカ政府に移渡しなければならないことになるので、国内救済が尽くされていない場合には譲受人としてのアメリカを損なうこと

になろう。

しかしながら、一九五三年四月二日付協定すなわちここで問題となっているようなハイチ承認のプロジェクトに関するアメリカとハイチとの間の協定のもとでは、ハイチは、保険金の支払があった場合には、アメリカが投資家の有していた対ハイチの請求権ないし訴権を代位することを認めることとし、これに同意している。このように代位された請求権は、「両国政府間の直接の交渉事項」となるものである。

一九五三年四月二日付協定は、明らかに、国際法上の問題として何らかの国内救済の必要がある場合にも、ハイチ政府の収用的行為に関して保険契約のもとで発生する保険金請求に当たって、国内救済手続の完了という要件を免除する形態をとっている。

仲裁人は、本件のこの部において、次のように結論する。すなわち、ハイチ政府の収用乃至収用的行為は、無効に関する一九六四年八月二八日付命令により及び実質的に同一の権利を他の者に実質的に与えた同日付命令により、並びに投資家の代表者をハイチから強制的に退去させて同プロジェクトの建設乃至運営を妨げたことにより、一九六二年一一月九日の利権契約を破棄し、拒絶し又は減損させることをもって発生した。

第二部　塡補対象の損失

この第二部では、問題点をハイチの収用的行為を原因として起きた投資の損失として、投資家が保険金を請求したその請求の適格性と請求額の評価の点に絞ることとする。

保険契約において、投資家は計画した投資が四五〇万ドルとなるものであること、またそのうちの三〇〇万ドルは現金で、一五〇万ドルはアメリカでの新しい機械設備を調達するかたちで行われることを正式に表明していた。

この投資が充当される当該プロジェクトは、「一日三〇〇〇バーレルの原油精製能力を有する精油所で、ハイチのガソリンその他の石油製品の全需要を賄うに十分なもの」と明らかにされた。

同投資は、外国系企業であるハイチ石油精製に対してなされ、投資家は、当初投資額の二〇〇万ドルに相当するハイチ石油の株式の一〇〇パーセントを表彰する普通株一万株及び一〇年割賦返済・利率六パーセントの条件を有する元本二五〇万ドルのハイチ石油の約束手形を取得するものであった（Rec.Ex. 2, pp. 2-3）。

保険の限度額は、貸付債権については送金リスク及び収

用リスクを填補の対象として三三二万五〇〇〇ドル、また出資証券については同様のリスクを対象として四〇二〇万ドルであった。保険契約の年以後の年の保険金額は、貸付債権については、送金リスクを填補の対象として五〇万ドル、収用リスクを填補の対象として一五〇万ドルであった。

また、投資家が支払った送金リスク及び収用リスクを填補の対象とする保険期間第一年目の保険料は、四万四七五〇ドルであった。

この事件の厄介な点は、この投資が上述のごとくには行われなかったことである。ハイチ石油㈱は、払込済資本二五〇〇万ドルで設立された。しかしながら、仲裁人がみてきたところによれば、ハイチ政府の収用的行為は、保険契約上で考えられていた投資が果たされないうちに起きている。仲裁人は、上記の投資が、アメリカの保険契約書が発給されて暫く経つまでは実行されるものではなかった点に注目する。(13)

仲裁人は、すでに所見の第一部でみたように、記録文書のベースでは、もしハイチの収用的行為が発生していなかったならば、当該投資は、殆ど計画されたとおりになされただろうという、当事者や参考人である専門家の証言からの各種の事実の指摘が明確となっていることに納得している。

投資家は、ハイチの収用を原因として生じた損失として、総額一一三万〇九八九・一四ドルの填補を請求している。そのうちの七五万八七四九・四四ドルは、精油プロジェクトに関連して調達した土地、機械設備及び提供役務についてのものであり、一一万二六二六・五四ドルは、精製プロジェクトと関連した暖簾措置として請求人が供述した農業フロジェクトに関する費用として請求されており、また二五万九八一三・一六ドルは収用後に生じた利子並びに法律上及び会計上の費用である。

保険契約の当事者であるＶＰＣＣすなわち投資家以外の資金ソースから現金が送られていたということが証拠だてられて、保険金の請求者と投資家の同一性確認という予備的な問題がもちあがった。ＡＩＤが監査した支払実行記録から、それはケミカル・トランスポーテーション・コーポレーション（Chemical Transportation Corporation. 化学輸送会社。リベリア法人）、フューエル・トランスポーテーション・コーポレーション（Fuel Transportation Corporation. 燃料輸送会社）とチャールズ・ヴァレンタイン個人からの支払であることがわかっている。ハイチにあるハイチ石油㈱が保持していた銀行勘定に銀行が認めて

いた唯一の署名は、チャールズ・ヴァレンタインのものであった。ヴァレンタイン氏は、すでに述べたすべての法人構成体の社長でありかつ単一株主である。彼は、自分自身と会社をひとつの同じものであると考え、いずれの会社も実際に別個に存在する法的構成体とは考えていなかったと証言した（Tr. 616）。

仲裁人としては、この問題については正式の投資が目論まれたとおりにはなし得なかったという前提で来ているので、公平性及び事実からいってヴァレンタイン氏を投資家としてのヴァレンタイン石油会社としてよりもむしろ個人として扱うように、また彼のいずれの会社からなされた送金についても、「企業家」としてのヴァレンタイン氏がその「商売道具」ないし「ポケット」を通じて行った支払とみなさざるを得ない（Tr. 616）。そのほかの補償されるべき損失は、いずれもヴァレンタイン氏個人の又は彼のいずれの会社の支払又はコミットメントも、正式の投資家たるVPCCを通らなかったという理由で除外されるものはない。

前提として、保険契約は発給した保険と関連してアメリカ政府の権益を保護するために「適切な取決め」を行うために法令義務に従って発給したものであると仲裁人が解釈していることを強調することが不可欠である。(14) 仲裁人は、収用実施国政府に対する投資家の請求問題に関しては検討を終えていない。改正一九六一年対外援助法は、投資保険制度に基づくいかなる保険金請求も、承認済みプロジェクトにおいて行われた投資プラス実際に発生した利益又は所得の投資日現在のドル価格に限定している（FAA § 221 (c), 22 U.S.C. § 2181 (c)）。いかなる期待利益又はかかる期待利益からの支払又は支払の約束も、収用実施国政府に対する総請求のなかでは主張可能な要素ではあるが、保険のもとでは塡補対象から除外される。その結果、この事件の場合、事業家としては保険契約で設定された保険の塡補範囲を超える額について資金的に損害を蒙ることを容易に了知し得るところである。

保険契約においては、補償の範囲は、「第一八条に従って決定された損失に対して第一七条で定められた限度までの米ドルでの補償」からなると一般的に規定されている（Art. 16 Rec. Ex. 3）。

第一七条では、補償の額について「第一八・〇一条に従って決定された収用的行為を原因とする損失のすべて又は一部」と定めている。損失の算定方法に関係する第一八条は、全部が損害を受けた場合の損失は、アメリカにおいて

一般的に容認されている会計評価原則に従って、収用日現在で決定された投資純額（例外はあるがここでは無関係）であると規定している。

投資純額（ここで関連する範囲で）とは、投資家が拠出した投資額から投資回収額を差し引いたものである（第一・二八条）。次いで、投資は、「各投資日のドル価額で外国企業に対して行った投資家の拠出」と保険契約で定義されている。「投資の構成要素は、個別の保険契約条件のなかでさらに詳細に記載される。その構成要素が、現金以外のものである場合には、それらについての価額は、アメリカにおいて一般的に容認されている評価原則に従い、アメリカにおける公正な市場価額を超えない限度までの投資家の減価償却済み価格を基礎として決定されることになる。投資家がプロジェクト・サイトまでの運賃、保険料等を負担している範囲までは、かかるコストを投資額を査定する際に含めることができる」（第一・一二条）。

投資家とＡＩＤとの間で合意された投資の構成要素は、現金及び新規機械設備からなるものであった（Rec. Ex. 2, p. 2）。本件投資家が外国企業たるハイチ石油㈱に対して又はそのためになした現金又は新規機械設備の拠出であることを明示し得る限度までは、保険契約上、何の問題もない。しかしながら、投資の一部として拠出される役務については、本件保険契約の予定するところではなくそれゆえに査定もなされなかった。

上記のごとく、本件保険契約で明記された投資という言葉のなかには、役務の出資については何の言及もない。「現金以外の投資要素」という単語をフォローする用語は、資本財の出資といったことに対してのみ適当であるように思われる。しかも、プロジェクトに対する投資家の出資額について評価する時点としての投資の日を定義するときに、役務が投資のひとつの構成要素である場合には、その役務が提供される日をそのような投資（評価）の日とする旨の言及がなされることとなっている（第一・一三条）。ＡＩＤ発行の『投資保証ハンドブック』（*Investment Guaranty Handbook*. 一九六〇年七月改訂）は、投資の場合の出資がエンジニアリング及びマネジメントの役務からなることもできるが、それは製造工程や技術のような他の適格な出資分を移転する目的で行われる場合に限ると述べている(15)。保険契約を全体として読んで、仲裁人は、外国企業に又はそのために提供した役務は保険契約における投資の定義の範囲に含めることができると結論している。

なお残る問題は、役務についての保険の引受け対象とし

て適格な範囲の問題である。対外援助法で定義された投資という言葉は、プロジェクトに対する貸付の形態で又は出資若しくはロイヤルティ、収益若しくは利潤の形態での「元本、物資、役務、特許、工程又は技術のすべての拠出」を含んでいる。この法律の狭義の解釈では、役務という言葉をよく特許やノウハウの許可の際に行われるエンジニアリング及び経営の要員による技術援助に限定する。すなわち、投資についての概念を出資としての投資及びそのような拠出に直接関係した役務の拠出とした法律の解釈である。しかしながら、広義の解釈基準(16)を適用した場合を参酌し、仲裁人は、投資には保険契約での記載と評価に関して合意したプロジェクトに対する人的役務のどれをも含むものとみている。ここでは、そのよう合意が保険契約にはみられないので、役務のためになされた支払やコミットメントに対する投資家への補償のためには、そのような役務が保険契約に記載された同プロジェクトの計画、建設及び運営に直接使われたことを投資家は納得のいくように示す必要がある。

　このような役務についての補償額に関しては、投資家が第三者と取り決めた契約額では決まらないことは、仲裁人にも明らかであると思われる。法令及び保険契約は、明らかにすべての投資拠出を投資の日、役務の場合には提供の日におけるその価額に限定している。保険金支払の対象となる役務についての支払が実際に収用的行為の前に投資によって行われ、これが立証し得る事業記録によって供給された適切な監査結果の保証があるものであって、投資家による現金拠出を構成している場合には、その役務のドル価額は支払のあったドル価額であるとみなすこととなっている。しかし、投資家によって何の支払も供与もなされなかった場合には、投資家とＡＩＤとの間の相互の合意又は仲裁によって決められることとなり、この場合、役務の価額を証明する義務は投資家に課せられ、先のみなし規定は逆に適用される。

　これらの結論を念頭において、仲裁人は、保険金請求を次のように三つの部分に大別し検討している。すなわち、

(a)「精油事業の直接費用」
(b)「ヴァレー・プロジェクト（Valley Project）費用」
(c)「収用後の費用」

　仲裁人は、一九六四年十一月四日（仲裁人の意見では、そのときの収用的行為が確定的になった。）以降に投資家が費消し又は支払約束をした(c)に該当するすべての額を保険の対象として適格ではなく保険金支払の対象とはならな

いものとしている。保険契約のいずれの条項からいっても、投資額を回収するための事務処理や仲裁手続の費用又は請求額に係る利子に対しては、保険金支払を行うことは認められない。保険契約の第一八条は、投資家の損失は、「収用日現在で決定される」こととなっている旨明確に規定している。第一〇・三項は、仲裁人に対する報酬及びその費用（その費用負担は、仲裁人によって決められる。）を除き、各当事者が仲裁に関連する費用を自己負担すべきことを明らかにしている。仲裁人は、一九六四年十一月四日以降に生じた又は費やされた費用について請求された二五万九八一三ドル一六セントを却下している。

仲裁人は、ヴァレー・プロジェクトについて請求された一一万二四二六・五四ドルの費用についても、これを却下している。投資家の送金として認めるとしても、メロンの栽培事業は、保険契約に記載された事業には全く関係がなかった。同事業は、ハイチの収用的行為の知らせのあった四カ月前に、七カ月実施した後の一九六四年六月に見捨てられており、仲裁人は同事業に費やされた金が保険契約の第一七条で求められた「収用的行為を原因とする」損失ではなかったとみている。たとえ、これらの出費が石油の探査の過程又は石油化学プラントの建設の段階（いずれも利権に係る権利）で行われたとしても、かかる出費はハイチ政府の承認を得、また保険契約で規定された事業に組み込まれていると明記されていないので、投資家に対して補償されるべきものとはならないであろう。(17)

「精製プロジェクトの直接費」と銘打った投資家の請求のパートＡには、さらに難しい問題がいくつか残っている。土地、装置、専門的及び技術的役務並びに出張費用は、投資家に十分な記録がないことから口頭報告分を限度として認められる。また、仲裁人は、ニューヨークとハイチにある事務所の一般経費（オフィス・マネジャー、事務及び会計費用）の本事業に割り当てられる支出分については、補償され得るものとみている。

法律及び会計役務についての保険求償は、その評価について特別の問題を惹起している。仲裁人に提出された記録によれば、投資家はそれぞれ異なる法律事務所四カ所（ハイチ国内のものはない）と関係していた。一つは利権に係る契約をなす関係で、そのほかは投資保険の契約の締結の関係及び発生した損失の請求をとりまとめる関係であった。

コヴィントン・アンド・バーリング（Covington & Burling）及びレーガン・アンド・メーソン（Ragan & Mason）に対する支払又は債務は、収用的行為の日の後

に生じたものであるため除外することとし、他のニューヨークのフォレイ・アンド・グレインジャー（Foley & Grainger）から提供を受けた法律サービスに対する三万五〇〇〇ドル及びロングアイランド、マンハセット（Manhasset）のモロイ、フレッチャー・アンド・ダン（Molloy, Fletcher & Dunne）の事務所から受けた法律サービスに対する一万ドルについては、仲裁人はその額を認めている。

収用的行為の前に提供された会計サービスについての保険金求償に関しては、仲裁人は、ニューヨーク事務所の一般経費に割り当られた一万五〇〇〇ドルのうちの五〇〇〇ドルは、本事業に直接関係した会計処理サービスに与えられた報酬を表示するものと裁定している。

さいごに、投資家であるチャールズ・C・ヴァレンタインの収用的行為に先立つ二七カ月間の給与一五万ドルに関する保険求償の問題が残っている。一般的にいって、明らかにヴァレンタイン氏は、相当な額となる時間と労力を本事業に「投下した」。しかし、問題は投資家が事業に時間と労力を費やし、人的にまた経済的に損失を蒙ったか否かではなく、そのような損失が、保険契約の制限範囲内のものであるか否かである。投資家は収用的行為が起きて以来、事業の清算や発生した損失の取戻しを図るために、相当な時間と労力を投じているが、仲裁人がすでに裁可したように、収用の日の前になされた拠出に保険求償を限定している保険契約のもとでは保険求償の対象にはならない。収用的行為の前に投じた投資家の時間と労力のケースについての問題点は、彼の活動が技術者や専門家、管理者やスタッフの場合におけると同様に、当該事業の当事者が、投資家によって採用された人物の提供する役務をその事業に必要な活動としていたか否か、又は彼が期待した資本の増殖で報われるような全般的企業家活動を果たしたか否かである。ヴァレンタイン氏の証言は、次のように首尾一貫したものであった。すなわち、「給与は自分にとっては何の意味もなかった。小職は、自分の事業からどれだけ多くの給与をとれるか、そして政府にどれだけそれを返せるかなどということを知るために競争をしているわけではなかった。自分が求めたもの、常に求めてきたものは資本利得の構図であり、そこで資金を創ってこの国や海外に再投資をすることであった」（Tr. 635）。彼は、給与を「得よう」（accrue）と決めたのは収用的行為が起きてからである旨証言している（Tr. 684）。収用が起こらなかったとすれば、費やした時間と労力のゆえに受け取る資格があると投資家

が判断した報酬は、間違いなく「投資に対する見返り」として、「出資に対する見返り」として扱われたであろうし、「利権が収用されることが明らかになった段階で給与という言葉で話すことが適当になった」ということである(Tr. 685-686)。

仲裁人としては、スタッフや管理職の雇用の過程で提供された役務について支払われたか又は生じた給与について法人投資家に対する保険求償についてはこのさい関わりがない。その問題は、そのような役務の価額を認めることですでに処理済みである。しかし、この事件のように投資家個人がその事業で費消した自分自身の時間と労力に対して保険求償を求めるのであれば、雇用の概念づけにあたって当該投資の説明とＡＩＤが合意したその評価のなかで少なくとも何らかの言及をする必要がある。本事件のように、そのような記述を欠いている場合には、投資家は自己に対する報酬を雇用契約に従う給与としてではなく予想利益のなかでみることを期待していたものと設定される。

ＡＩＤが支払うべき裁定額は、ハイチの収用的行為を原因として投資家が蒙った損害を保険契約が定める損害額とし、三二万七三〇四・四八ドルと決定される。アメリカ仲裁協会の費用及び事務手続料及び仲裁人の報酬その他仲裁費用は当事者が等分に負担すべきものとする。

一九六七年九月十五日に、ワシントンＤＣで

ヘンリー・デ・フリース
ウィリアム・Ｄ・ロジャース
ジョセフ・Ｓ・セーベス神父

ジョセフ・Ｓ・セーベス神父の一部不同意

小職は、本請求の二つの要素すなわちヴァレー・プロジェクト費並びに投資家の時間及び労力に対する補償についての補償性に関し、多数意見に不同意である。

［ヴァレー・プロジェクト］

保険契約は、投資という用語を、「投資家の外国企業に対する、投資日における投資についての米ドル価額での拠出」と定義している。審問の際のヴァレンタイン氏の否定し得ぬ証言は、精製プロジェクトがなければヴァレー・プロジェクトなどありえなかったという決定的に明快なものであった。農業プロジェクトを手がけた理由は、ハイチ政府に対する投資家の忠誠を示し、またハイチ経済の発展を助けることにあった。農業プロジェクトは、精製プロジェクトがあったからこそ行われたのであり、それだからこそ、

それは精製プロジェクトの一部であって、外国企業に対するひとつの拠出であった。

ヴァレー・プロジェクトに対する拠出は、「収用的行為を原因として」喪失した。もし、精製事業の継続が許されていたならば、精製事業によってヴァレー・プロジェクトのドル損失分を補填する可能性は、ちょうど溶接装置のコストの埋合せをすることの可能性ぐらいの現実性であっただろう。

もちろん、（溶接装置の購入分もそうでなかったように）ヴァレー・プロジェクトは、「プロジェクト」でなかったため、保険契約では記述されなかったが、しかし精製プロジェクトの一構成要素ではあった。これらの理由から、小職はヴァレー・プロジェクトがひとつの推進費用であって、ハイチの収用的行為によって完全に失われたので、保険契約に基づいて損失を填補されるべきものとみるものである。

［投資家に対する補償］

ヴァレンタイン氏は、ハイチにおいて精製プロジェクトを実現させようと二カ月に亙り精力的に努力を払った。これは確かである。過半の者が、彼が自己の役務について給料を請求する意図が全くなく、むしろ資本収入にのみ関心があったとみている。

小職の解釈は、これとは異なる。小職は、ヴァレンタイン氏の証言及び他の証拠の全体から、彼の究極の目的が会社を通しての利益の多い投資の回収であった一方、彼はまた個人として行った仕事に対する報酬を給与の繰延べといったかたちで受け取ることを期待していたとみる。このような二重利益は、事業家としてはむしろ当たり前のことであるというのが小職の理解である。

ヴァレンタイン氏が、かつてジョン・メコム氏と融資について取決めを行った時にヴァレンタイン氏がその時点で一五万ドルの彼の給与を含む彼の費用を受領する予定であったことを証言していたことを想起しなければならない。彼はさらに、この点はメコム氏とも話し合ったと証言している。したがって、フランクリン・ナショナル銀行から受ける予定であった三〇〇万ドルの融資のうちの一〇〇万ドルは、その時点で投資家が提供していたすべての費用と役務をカバーする筈のものであった。保険契約の個別の契約条件では、三〇〇万ドルは現金で当該プロジェクトに投資される予定であると述べている。当該プロジェクトを利益あるものにもっていくために費やしているヴァレンタイン氏の時間とエネルギーと努力に対して同氏に支払うために使う予定であった分は、この現金三〇〇万ドルの一部であ

る。なぜ、石油メジャーがその経営責任者の給与として費消した金額に対して権利を認められる筈なのに、この特定手続では投資家が個人として損失を補塡してもらう資格がないのか、小職には理解できないことである。したがって、小職は、ヴァレンタイン氏がその精製プロジェクトに費消した彼のエネルギーのために、アメリカ政府との保険契約に基づいて、総額一五万ドルを受け取る資格があるものと判断する。

ウイリアム・Ｄ・ロジャース氏の同意意見

小職は、意見書において到達した結論に全面的に同意し、また小職はその理由付けに実質的に同意するものである。しかしながら、これは投資保証制度のもとにおける投資家とＡＩＤとの間の初の仲裁である。したがって、法の中心的な問題に関して一言付け加えることが適当であるように思われる。それは、より一般的な目的にとって意味のあることである。

意見は、まさしくＡＩＤがその投資保険契約を発給する根拠となる認可法令とこの仲裁手続当事者間の特別取決めに言及したものである。しかしながら、両当事者間の紛争を解決するものが当該法令ではなく特定の投資保険契約自体であるということは、まったく問題にならない。仲裁人としては、契約中の用語の意味に関して何らの決定的な問題も提示されているわけではないし、またこの契約がＡＩＤの立法上の権能の範囲を超えたものとして何らの攻撃も提示されているわけではないので、小職としては収用的行為が発生したか否かを決定するためには専らその契約に依存することになる。ＡＩＤは、ヴァレンタイン氏に対して、投資保険契約上の義務を負っているのであり、当該法令に負っているわけではない。

したがって、仲裁人に提起された当事者間の真の紛争は、当該事件の多彩な諸事実が保険契約の文言の範囲に入るか否か――ハイチ当局の諸行為が収用的なものであると正しく説明することができるかどうかかということであった。この疑問に決着をつけるにあたって、仲裁人にとって最初の課題は、ヴァレンタイン氏が、申し立てられた収用の時点にハイチで保険契約の保護の対象となる権益を有していたか否かを決定することであった。当該仲裁判断は、ヴァレンタイン氏がスタッフを有する事務所をポルトープランスに開設して将来の精油所のための用地を購入しその一部で開発を進め、さまざまな調査を実施し融資の交渉を開始していたと指摘している。こうしたステップは、小職の見

解では、ヴァレンタイン氏側に基本的な違反があったとの理由によるハイチ政府の契約承認拒否を止めさせるに十分なものである。仲裁人に提出された記録に基づけば、ヴァレンタイン氏はまさにハイチへの投資に乗り出しているのであり、したがって保険契約のもとで当該投資がこの契約で定められているようなハイチ政府の収用的行為の対象とされた場合の損失に対して損失を回復することが可能な筈である。

小職はまた、ハイチ政府の三つの行為――一九六二年一一月九日付利権契約の破棄、実質的に同一なかつ明白に先買の利権の第三者への付与、投資家の代表者の強制拘留及びハイチからの強制退去――は当該契約のもとでの収用に相当するとの判断に同意するものである。（この三つの行為のそれぞれひとつがそれ自体で収用を構成するか否かは、仲裁人が決定する必要のない問題である。）仲裁人に提示された諸事実に基づけば、これらハイチ政府の行為は、一緒になって、「投資家が外国企業に関連してその権利を行使すること……若しくはプロジェクトを建設し若しくはそれを運営すること」を妨げたことになる。

ＡＩＤの法律顧問は、仲裁人に提出された当該事件に対して国内救済ルールを適用するよう仲裁人に主張してきた。親法規はこの問題について殆ど光を当てず、保証契約が「いずれか及びすべての行政上又は司法上の救済を追求し維持するためのあらゆる合理的な措置」を講じる投資家の義務について単に言及しているだけである。小職は、ヴァレンタイン氏が彼を領域から恣意的に追放した国の裁判所に置いて司法手続を求めるのを怠ったという理由では彼を処罰しえなかったことに全く満足している。

したがって、小職は、ハイチ政府が利権契約のもとでの権益を収用したという判断及びヴァレンタイン氏がＡＩＤに対して保険契約の条件を履行するよう求める資格を有するという判断に与するものである。ＡＩＤの補償支払義務の対象となる投資の諸要素については活発に議論され、多少解決困難な問題を惹起したが、それはすべてこの仲裁手続に特有のものであったかもしれない。仲裁人としては問題をそれぞれ慎重に考量してきたと断言するに足るものである。小職の意見では、最終判断はこうした補足的な疑問に関してパネルの三人のメンバーの間で正当かつ満足のいくかたちでバランスをとった判断となっている。

一九六七年十月四日

ウイリアム・Ｄ・ロジャース

（1） 投資保険制度は、「改正一九六一年対外援助法」（Foreign Assistance Act. 以下、「ＦＡＡ」）第三篇第二章「投資保証」によって認められたものであり（22 U.S.C. § 2181-2183）、ここに関連する部分について「開発途上国に対するあらゆる援助のためのリンチ・ピン」と呼ばれた（Collins *and* Etra, "Policy, Politics, International Law and the United States Investment Guaranty Program," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 4, 1966, p. 240）。投資保証は当初ヨーロッパに対するマーシャル・プラン援助の一環で形成されたものであり、一九四八年以来のアメリカの対外援助計画の統合部分となっていた。一九六五年六月三〇日までに引き受けた保険は一五〇〇件、額面で二五億ドルであった（AID, *Cumulative Report of Specific Risk Investment Guaranties issued through June 30, 1965*. July 1965）。このうち、二四件の契約がハイチに関係するものであり、一九五三年四月に始まる期間について額面で二〇四一万四六一〇万ドルを引き受け、このうち一〇六四万二三〇五ドルが収用危険をカバーしていた（Collins *and* Etra, *supra*, App. C at p. 293）。この一九六七年四月二七日付でこの仲裁廷にＡＩＤが提出した声明書からすると、当該日現在ＡＩＤが七件の送金危険（カバレッジＡ）と一件の戦争危険（カバレッジＣ）に関する請求について支払った模様である。この手続において対象とする請求に加えて、収用危険（カバレッジＢ）に関する四件の請求が提出され、さらに一件の請求が通知された模様である。一件は中東、三件は（ハイチ以外の）ラテン・アメリカで発生したものである。このいずれもがＡＩＤで保険事故として認定されていない。

（2） 議会は、ＦＡＡの管理規定において、「投資保証の運用の」結果として生じる紛争は、当事者の合意を得て、大統領の指示する条件で仲裁により解決する。仲裁判断の結果としてなされた支払は、法の他の規定に拘らず、最終かつ確定であるものとする。」旨規定した（FAA, § 635(i), 22 U.S.C. § 2395(i)）。保険契約の一般条項の第一〇条において、この契約の当事者は、「この保険契約のもとにおけるいすれの当事者の義務又はこの契約の規定の解釈についてのいかなる問題」も仲裁に付託することに同意した。その条項に従って、仲裁がワシントンＤＣで開かれ、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association）の規則に従って進められた。契約の一〇・〇二条は、「書面によりなされた仲裁人の過半数による決定は最終かつ確定的なものであり、両当事者に対して拘束力を有するものとする」という両当事者の同意を明らかにしたものである（Rec.Ex.）。

（3） ＡＩＤとの保険契約の個別契約条件に対する補遺によって、投資家は、「利権契約の保護規定、すなわち第三条

に基づく精油所を建設するための独占権、同第五条及び第十条に基づくハイチの保証等は当該外国企業による商業生産の開始時から五年間にすべて限定されていたこと及び一九六三年三月二十六日と一九六四年三月二十日の大蔵・経済問題大臣の書簡はこの確認であること」を誓約した(Rec.Ex. 2)。この補遺は、ハイチで事業を行っているアメリカの石油会社からアメリカの政策に反する「独占的投資」があったとの圧力がかかり、それでＡＩＤの利害関係から提案されたものあった。ＡＩＤによる同問題に関する審査の結果、「五年の保護期間は、幼稚産業にとって容認し得るレベルの保護とみなすことができるものであった」。(Tr. 301-307)

(4)「投資保険を掛けることによって、投資家は誰でも外国政府の収用的行為によって自分の投資について損失を生じた場合には、アメリカ政府がその損失をドルで補償してくれると安心することができる。その補償の見返りとして投資家はアメリカ政府に当該投資に係る権益のすべてを移譲しなければならない。」(AID, *Investment Guaranty Handbook*. rev.ed. Oct. 1965, p. 18)

一九五三年四月二日のハイチとアメリカとの間での支払を行う場合には、ハイチ政府は、保険金の支払の対象となった資産、通貨、債権その他の財産のアメリカへの譲渡及びこれに伴う投資家の請求権、訴権のアメリカによる代位を認める。

ハイチ政府は、さらに「投資家がアメリカ政府以外から受け取った損失に対する補償をアメリカ政府に移転することも認めることとする。」ことを規定している（Rec.Ex. 1)

(5) FAA, § 223(b). 22 U.S.C. § 2183(b).

(6)「収用的行為。「収用的行為」という用語は、外国為替規制行為以外の、プロジェクト所在国政府によって取られ認可され批准され又は容認されたすべての行為であって、付保期間中に開始され、それに対する補償を伴い又は伴わずに、一年の期間内に必然的に次のような結果に至らしめるものを意味する。すなわち、

(a) プロジェクト所在国政府の、規制的若しくは歳入創出的権限を含む諸権限の恣意的又は差別的な行使を通じて、投資家が元本債務証券の元本若しくは利子若しくは若しあれば当該証券に関連して外国企業が投資家に負う金額を特定した通貨で当然に受け取ることを妨げること、

(b) 投資家が、場合次第で株主としてまた債権者として、投資の結果取得した外国企業に関連する権利を実効的に行使することを妨げること、

(c) 投資家が、証券若しくはそれから生じる何らかの権利を処分することを妨げること、

(d) かかる政府の、規制的若しくは歳入創出的権限を含む

権限の恣意的若しくは差別的な行使を通じて、外国企業がその財産の使用及び処分に対する実質的な管理権を行使すること若しくはプロジェクトを建設し若しくはそれを運営することを妨げること、又は

(e) 投資家が、証券に関連して投資収益として受け取るべき金額若しくは元本からの利益を本国送金することを妨げること（行為は一八月以内に開始されるが、かかる行為が必然的に全く規制的若しくは歳入創出的てあるものとするが、恣意的若しくは差別的でない限り「収用的行為」とはみなされないものとする。）。

ただし、収用的行為とみなされる何らかの行為が一年間に亙って上述のいずれかの効果を継続して有する場合であって、かかる行為が営業中の企業としての外国企業の価値を破壊するほどに外国企業の資産の消失又は破損を惹起し又は許したとＡＩＤか決定したときは、早急に収用的行為であると認められる。

前述の規定に係らず、かかる行為は、それが前述の期間内に次のような状況の結果として発生し又は引き続き効果を有する場合には、収用的行為とはみなされないものとする。すなわち、

(1) プロジェクト所在国政府による、投資家若しくは外国企業が違反した何らかの法律、命令、規則若しくは行政決定の執行であって、その法律、命令、規則若しくは行政決定が恣意的若しくは差別的でなく国際法原則に違反しない（収用、没収若しくは国有化以外の）憲法上容認された政府の目標に合理的に関わるものであるとき、又は

(2) 投資家若しくは外国企業かかる行為を回避し若しくは延期させるためにプロジェクト所在国において利用可能な行政上及び司法上の手続のもとでの訴訟を含むあらゆる合理的な措置を講じることを怠ること、又は

(3) 投資家若しくは外国企業によるかかる行為の挑発、又は

(4) 適用法に基づいて抑止され得たはすてありまた投資家が抑止することを試みたが付保期間にプロジェクト所在国政府によって獲られ認可され批准され又は容認された行為によって一年の期間にそうすることを妨げられた外国企業の行為から直接に生じる破産若しくは債権者の処置以外の外国企業の破産若しくは外国企業に対する債権者の処置」(General Terms and Conditions, Art. 1. 15, Rec.Ex. 3, pp. 4-5)

(7) 国際法の検討はこの論争では直接に申し立てられないが、ＦＡＡの運用は外国人財産の保護に関する定義を策定するうえで一般に容認された法及び国際法の諸原則に関わってくる。（次の文献を参照。Rubin, *Private Foreign Investment: Legal and Economic Relations.*

(Baltimore, Johns Hopkins Press), 1956, p. 43.; McNair, General Principles of Law Recognized by Civilized Nations, *British Yearbook of International Law*, Vol. 33, 1957.; Lalive, "Contracts between a State or a State Agency and a Foreign Company," *International and Comparative Law*, Vol. 13, No. 2, 1964, p. 987.『リステートメントーアメリカ対外関係法』(*Restatement of the Foreign Relations Law of the United States*) 第一九二条は、「権利の剝奪に至らない財産の使用又は享受への干渉」の事例に対して「擬制取得」(constructive taking) という用語を使っている。

(8) General Terms and Conditions, Art. 1.15(3) (Rec. Ex. 3, p. 5)

(9) FAA, § 221, U.S.C. § 2181.

(10) 保険契約は、その他の収用的行為は、「それが投資家若しくは外国企業の側でかかる行為を回避し若しくは延期させるためにプロジェクト所在国において利用可能な行政上及び司法上の手続のもとでの訴訟を含むあらゆる合理的な措置を講じることを怠ること」の結果として発生し又は引き続き効果を有する場合には、そのような収用的行為とはみなされない。」(Rec.Ex. 11)

(11) 「ハイチ共和国は、会社に対して、没収、戦争危険及び通貨交換性に対してアメリカ人投資家に保証を与えるAIDの制度の諸条項から便益を受けさせるものと了解する。」と規定されている。

(12) 次の文献を参照。Fatouros, *Government Guarantees to Private Investors*.(New York: Columbia University Press, 1964), p. 252.「今日、国内救済の事前完了という要求はしばしば（決していつもというわけではないが）無意味なものとなっている。問題となっている国家の措置が形式上立法であれば、しばしばそうであるように、内国裁判所はそれらの適用を通常は拒否することができない。裁判所が違憲とみなす法令の適用を拒否することができそうで、更なる救済措置がなお存在しそうな国においても然りである。したがって、権益に影響を受ける外国人は、事実、かかる措置に対して国内救済を求めることはない。そこで、投資家の属する国は、本当の最初から彼に代わって干渉することになる。」

(13) ヴァレンタイン氏とその顧問の証言とはべつに、一九六四年五月のAIDの行動覚書は、ここに記載した投資が一九六四年三月十三日から一年以内になされるであろうと述べている。(Tr. 309)

(14) FAA § 221(d), 22 U.S.C. § 2181(d). 国際交渉に経験を積んでいる法曹は、最近次のように書いている。すなわち、「繰り返すが、保険交渉において、申請人はできるだけ簡単にまたこの法律が認めるよう保護的に取決めを行う

のに必要な要式契約の変更にするよう主張すべきである。」(Ray, "Evolution, Scope and Utilization of Guarantees of Foreign Investments," *Business Lawyer*, July 1966, pp. 1051-66.)

(15) 現在使用されている保険申請様式は、投資の性質に関する情報を要求するということで、(a)現金、(b)機械、設備、材料又は物品、(c)特許、工程又は技術、(d)（上記以外の）役務について定めている。(AID, *Specific Risk Guaranty Handbook*. Rev. ed. Oct. 1966, p. 37)

(16) 前出注(9)参照。

(17) 法令によって、保険はＡＩＤが承認したプロジェクト（傍線、仲裁人）に対してなされた「投資」に限定している。(FAA, § 221(d), 22 U.S.C. § 2181.)

〔補　足〕

上記の仲裁判断が下されたあと、一九七〇年七月二三日に、ＡＩＤは、当該投資家がＡＩＤに譲渡した総投資額を示す出資分及びその他請求権をハイチ政府に売却した。また、同出資分の購入価格は、投資家との契約により、ＡＩＤが支払った額をカバーすることになった。